

東日本大震災からの復興の状況に関する報告（骨子）

- ・東日本大震災復興基本法により、政府として毎年国会に対し、震災からの復興の状況を報告するもの。
- ・今回は、平成 25 年 10 月～平成 26 年 9 月を中心に取りまとめた。

I 復興の現状

1 避難者等の状況

- 発災以降の避難者数は、平成 26 年 9 月時点で、約 24 万人。仮設住宅等への入居戸数は減少しており、恒久住宅への移転が始まりつつある。
- 被災者生活再建支援金の支給状況をみると、住宅を建設・購入するなど、住宅の自主再建が進んでいる。また、災害公営住宅への入居者決定戸数は、平成 26 年 8 月末時点で約 2,800 戸となっている。

2 地域づくり

- 公共インフラは、応急復旧から本格的な復旧・復興の段階へ移行し、概ね復興施策に関する事業計画と工程表に基づき、着実に推進。高台移転や災害公営住宅は、岩手県、宮城県では 8 割を超える事業が始まっている。
- 平成 28 年 3 月までの宅地の整備見通しは、岩手県、宮城県ともに概ね 5 割、災害公営住宅の完成見通しは、岩手県は概ね 6 割、宮城県は概ね 8 割。福島県は、計画戸数が未確定の地域があるが、現時点で予定されている計画戸数に基づけば、宅地の整備見通しは概ね 4 割、災害公営住宅の完成見通しは概ね 5 割。

3 産業・雇用

- 被災地域の鉱工業生産は、概ね被災地域以外の水準に回復。
- グループ補助金交付先企業の約 4 割が、震災前の売上げ水準まで回復。業種別では、最も高い建設業では約 7 割が回復している一方、最も低い水産・食品加工業では約 2 割にとどまっている。
- 被災 3 県の有効求人倍率は 1 倍以上となっており、雇用者数も震災前の水準まで回復しているが、沿岸部の一部では、雇用者数が震災前の水準まで回復していない地域もある。

4 原子力災害からの復興

- 平成 26 年 4 月、田村市の避難指示が解除。平成 26 年 10 月、川内村の避難指示が一部解除。避難指示区域からの避難者数は、平成 26 年 10 月時点で約 8 万人。
- 国が直接除染を行う地域については、実施計画を策定した 11 市町村のうち 4 市町村で除染が終了。市町村が中心となって除染を行う地域については、公共施設等において進捗が見られるが、全体が終了するまでに更に数年を要する見込み。

Ⅱ 復興の取組

- 被災地共通の課題については、復興大臣を中心に各府省庁を構成員とするタスクフォースにより、省庁横断的に対応。
- 原子力災害からの復興については、福島再生加速化交付金等を活用しながら、早期帰還支援と新生活支援の両面から施策を推進。

1 被災地共通の主要課題への対応

(1) 住宅再建・復興まちづくりの加速化

- 「住まいの復興工程表」を作成し、四半期ごとに更新。
- 更なる加速化措置を取りまとめ、復興事業の隘路に対し、早期に手順や手続の見直しを実施。

(2) 産業・なりわいの再建

- 仮設施設の整備、被災した施設の応急復旧に加え、本格的な産業の復旧・復興に向け、仮設施設から本設施設への移行、新たな販路の開拓などを支援。
- 創造的な産業復興を政府一丸で推進する「産業復興創造戦略」を策定。

(3) 健康・生活支援

- 「被災者に対する健康・生活支援に関する施策パッケージ」を策定。新たな予算措置に向けた検討事項等を提示。
- 「被災者の健康・生活支援に関する総合施策」を策定。相談員・復興支援員の充実・確保を図るなど現場の様々な課題に対応する方向性を提示。

(4) 「新しい東北」の創造に向けて

- 「新しい東北」の目指すべき目標像等について復興推進委員会から提言。
- 官民連携により、被災地における先進的な取組の加速化と横展開、課題解決に取り組む人材の確保等を推進。

2 原子力災害からの復興に向けた取組

- 新たな政府の方針として「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を決定。本方針に基づき、福島再生加速化交付金を創設。
- 早期の帰還を進める地域については、除染、インフラ復旧、生活環境の整備等を推進。
- 長期にわたり避難を余儀なくされる地域については、町外コミュニティの整備を推進。
- 放射線の健康不安に対してリスクコミュニケーションを効率的に推進するとともに、風評対策を強化。